

首都日進国際学院 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学生が日本社会で自分らしく生き、自己実現できるようにするとともに、学生と地域をつなぎ、ともに成長することを通じ、多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、首都日進国際学院という。

(位置)

第3条 本校は、三重県鈴鹿市神戸一丁目5-1に置く。

(点検・評価)

第4条 本校は、日本語教育の適正、かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に則って、その教育の一層の充実を図り、本校の目的および社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

- 2 前項の結果は本校のホームページで公表するものとする。
- 3 前項の点検および評価の実施に関し、必要な事項は別に定める自己点検および評価表による。

第2章 修業期間および休業日

(コース・修業期間・定員)

第5条 本校のコース、修業期間、定員およびクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	定員	クラス数
進学2年コース	2年	60名	3クラス
進学1年6か月コース	1年6か月	40名	2クラス
計		100名	5クラス

(始期・終期・学期)

第6条 本校の各コースは、次のとおりとする。

進学2年コース：4月上旬に始まり翌年3月31日までを1年次とし、当該翌年4月1日に始まり翌翌年3月31日までを2年次とする。

進学1年6か月コース：10月上旬に始まり翌年3月31日までを1年次とし、当該翌年4月1日に始まり翌翌年3月31日までを2年次とする。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から 6月30日まで

第2学期 7月1日から 9月30日まで

第3学期 10月1日から12月31日まで

第4学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日および日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 春季休業 3月22日から 4月 9日まで

(4) 夏季休業 8月 1日から 8月17日まで

(5) 秋季休業 10月 1日から10月 6日まで

(6) 冬季休業 12月24日から 1月 5日まで

ただし、学期および長期休暇の詳細は、毎年度定める日進カレンダーによる。

2 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定に関わらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことがある。

(授業の終始時刻)

第8条 本校の始業および終業時刻は、次のとおりとする。

午前クラス： 9時10分から12時40分まで

午後クラス：13時40分から17時10分まで

2 校長が必要と認めたときは、前項の時刻を変更することができる。

第3章 日本語教育課程、授業時数および学習の評価

(日本語教育課程)

第9条 本校には、以下の日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力）、授業科目および授業時数は、次のとおりとする。

日本語教育課程	修業期間 授業日数 授業時数	日本語 能力	授業科目	単位時間数 (1 単位時間 =45 分)
進学2年コース (4月入学)	2年 400日 1600単位時間	B2	総合	1080
			会話	40
			表現	60
			漢字	60
			異文化理解・探究	160
			進学対策	200
進学1年6か月 コース (10月入学)	1年6か月 300日 1200単位時間	B2	総合	760
			会話	40
			表現	60
			漢字	20
			異文化理解・探究	120
			進学対策	200

(クラス編成)

第10条 クラスは、学生の日本語能力等を基準に20名以下ごとにわけて編成する。

(学習の評価)

第11条 学習の評価は、カリキュラムに定められた各授業科目における、単元ごとの小テストやピア評価など、本校が指定した評価活動に基づいて行う。

2 成績評価は、カリキュラムに定められた各期末試験の結果に基づき、科目の得点を算定し、下表に基づき成績を判定する。

S	A	B	C	D
90~100点	80~89点	70~79点	60~69点	0~59点

3 各期末試験においてD評価の者に対し個別面談を行い、その後、補習・再試験を実施する。再試験の結果に伴う判定基準は別に定める補習・再試験の規定による。

第4章 教員および職員組織

(教員および職員組織)

第12条 本校に、次の教員および職員を置く。

- (1) 校長（必要に応じて副校長を置くことができる）
 - (2) 主任教員
 - (3) 本務等教員（主任教員を除く） 2名以上
 - (4) 教員 5名以上
 - (5) 事務統括者
 - (6) 事務職員 2名以上
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教員および職員を監督する。
- 4 主任教員は、教育課程の編成および他の教員の指導の責任者として、教務を統括する。
- 5 副校長は、校長を助け、命を受けて本校の業務をつかさどるとともに、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは臨時にその職務を行う。

第5章 入学、休学、退学、転学、卒業および賞罰

(入学資格)

第13条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 日本以外の国において12年以上の学校教育またはそれに準ずる課程を修了（見込み）の者、あるいは同等以上の学力を認定する検定等に合格した者
- (2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可された者または許可される見込みのある者
- (3) 信頼のおける保証人を有する者
- (4) 年齢が18歳以上の者
- (5) 進学2年コースは、日本語能力試験 (JLPT) N5合格または実用日本語検定 (J. TEST) F-G レベル250点以上または日本語NAT-TEST5級を取得した者、または母国での日本語学習時間が150時間以上の者で、日本語教育の参照枠A1 レベル相当の日本語能力を有する者

進学1年6か月コースは、日本語能力試験 (JLPT) N4合格または実用日本語検定 (J. TEST) D-E レベル350点以上または日本語NAT-TEST4級を取得した者、または母国での日本語学習時間が450時間以上の者で、日本語教育の参照枠A2 レベル相当の日本語能力を有する者

(6) 明確な留学目的を有し、本校の理念を理解してその教育方針に従って教育を受けたい者

(7) 結核等の法定伝染病にかかるおらず、心身ともに健康である者

(入学時期)

第14条 本校への入学は、年2回とし、その時期は4月および10月とする。

(入学手続き・許可)

第15条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める選考試験を受け、入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第23条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

(2) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第23条に定める納付金および必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第16条 学生が疾病や事故その他やむを得ない事由によって、10日以上休学しようとする場合は、その事由および休学期間を記載した休学届に、診断書等必要書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、その旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第17条 転学しようとする者は、転学届にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、退学届にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第19条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第11条に定める学習評価を行い、全ての評価がC以上である者、かつ在籍期間通算の出席率が80%以上の者に対して、当該課程の修了を認定する。

2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒章)

第20条 校長は、成績優秀者や出席率が良い者に対して、別に定める褒章規定によつて褒章を与えることができる。

(懲戒処分)

第21条 学生で本校の学則、その他本校が定める諸規則を守らず、その他学生の本分にもとる行為があったときには、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、注意、訓告、および退学の3種とし、対応は別に定める懲戒処分規定による。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
 - (1) 授業料の納付期限を経過し、督促しても納付しない者。
 - (2) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (3) 一週間以上無断欠席が続き、改善の見込みがないと認められる者。
 - (4) 法律違反等により刑事罰を受けた者。

(帰国)

第22条 本校を退学となった場合は、学校から発行された学生証等を返却し、速やかに帰国し、帰国後に本校に報告しなければならない。

第6章 学生納付金

(学生納付金)

第23条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

進学2年コース			進学1年6か月コース	
項目	入学時	2年目	入学時	2年目
入学金	50,000円	—	50,000円	—
授業料	600,000円	600,000円	600,000円	300,000円
施設費	20,000円	20,000円	20,000円	10,000円
設備費	20,000円	20,000円	20,000円	10,000円
教材費	30,000円	30,000円	30,000円	15,000円
課外活動費	20,000円	20,000円	20,000円	10,000円

保険料	10,000 円	10,000 円	10,000 円	5,000 円
健康管理費	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
合 計	760,000 円	710,000 円	760,000 円	360,000 円

※上記に別途消費税を加算する。

(納入)

第24条 学生が在籍中は、出席の有無に関わらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

(滞納)

第25条 学生が、正当な理由なく、かつ所定の手続きを行わずに、授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は当該学生に対して退学を命ずることができる。

(学生納付金の返還)

第26条 既に納入した学生納付金等は、原則として返還しない。ただし、以下の事由で校長が認めた場合、返還する。

2 来日前

(1) 出願書類提出後のキャンセルの場合

理由の如何に関わらず、入学検定料は返還しない。

(2) 在留資格認定証明書（COE）が交付されたが査証の申請を行わず来日しない場合
理由の如何に関わらず、入学検定料および入学金は返還しない。授業料およびその他の費用は、在留資格認定証明書および入学許可証と引き換えの上、全額を返還する。

(3) 日本在外公館によって査証発給が拒否された場合

入学検定料および入学金は返還しない。授業料およびその他の費用は、当校職員が日本在外公館において査証が発給されなかったことの確認ができた後、在留資格認定証明書および入学許可証と引き換えの上、全額を返還する。

(4) 日本在学公館より査証発給後に入学をキャンセルした場合

理由の如何に関わらず、入学検定料および入学金は返還しない。授業料およびその他の費用は、査証が未使用で失効が確認できた後、入学許可証と引き換えの上、全額を返還する。

3 来日後

理由の如何に関わらず、入学検定料および入学金は返還しない。退学届を学校が受けつけた時点で、開始していない学期の授業料の50%の金額を返還する。教材費と健康管理費については、退学時点で未使用分があれば、その金額を返還する。その他の費

用は返還しない。ただし、第21条第3項に該当する学生に対しては、納付済の費用は一切返還しない。

- 4　返還は、学生より指定された返金口座に返還する。ただし、返還に係る送金手数料等は受取人負担とする。

第7章 雜則

(健康診断)

第27条 毎年1回、学校所定の医療機関にて健康診断を実施する。

- 2　健康診断の項目は学校保健安全法施行規則第六条に準じて以下のとおりとする。

- 1) 身長および体重
- 2) 栄養状態
- 3) 視力および聴力
- 4) 結核の有無
- 5) 心臓の疾病および異常の有無
- 6) 尿
- 7) その他の疾病および異常の有無

- 3　校長は、学生の保健を適切に管理し、必要に応じて治療を命じまたは登校を停止することがある。

(寮)

第28条 本学は学生寮を設置していないが、周辺の住居可能な不動産情報や寮管理会社を必要に応じて紹介する。

(細則)

第29条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

付則

この学則は、令和8年10月1日から施行する。

補習・再試験の規定

- 1 (目的) この規定は、学則第11条3項（学習の評価）に基づき、本校学生で補習・再試験となった場合の対応を明記することを目的とする。
- 2 (対象) 次の各号のいずれかに該当する者。
 - (1) 各科目において実施した期末試験の結果がD評価（60点未満）となった者。
 - (2) 本人より希望があった者（補習に限る）。
- 3 (再試験) 第2項第1号の学生に対し個人面談を行い、その後、補習・再試験を実施する。
- 4 (判定) 再試験の結果に伴う判定は次の各号のいずれかとする。
 - (1) 再試験の結果が60点以上の場合、何点であっても得点を60点とし、C評価とする。
 - (2) 再試験の結果が60点に満たなかった場合、修了不可とする。
- 5 (費用) 補習、再試験のいずれも費用は無料とする。
- 6 (担当) 補習、再試験のいずれも本務等教員が担当する。
- 7 (使用教材) D評価となった授業科目内で使用された教材や学生のポートフォリオを使用する。

褒章規定

- 1 (目的) この規定は、学則第20条（褒章）に基づき、本校学生の優れた諸活動の成果をたたえ、その個人を激励することを目的とする。
- 2 (表彰を受けるもの) 次の各号の一に該当する個人に、この規定の定めるところによって表彰する。
 - (1) 成績最優秀賞：在学期間中の全学期において総成績がA評価の成績優秀者
 - (2) 成績優秀賞：各学期の総成績がA評価の成績優秀者
 - (3) 皆勤賞：半年の出席率が100%の者
 - (4) 日進奨励賞：半年を通して地域と連携した活動に積極的に参加した者
 - (5) 以下の学校行事における最優秀賞、優秀賞、3位：
スピーチ大会
書初め
フォトエッセイコンテスト
- 3 (表彰会議) 被表彰者の選考は、本務等教職員で行い、議長は事務統括者とする。
- 4 (被表彰者の決定) 被表彰者は、校長が決定する。
- 5 (表彰の方法) 表彰には表彰状と以下の副賞をつける。
 - (1) 成績最優秀賞：50,000円
 - (2) 成績優秀賞：10,000円
 - (3) 皆勤賞：3,000円
 - (4) 日進奨励賞：5,000円
 - (5) 最優秀賞：8,000円
優秀賞：5,000円
3位：3,000円
- 6 (表彰の時期) 表彰は被表彰者が決まり次第行う。

懲戒処分規定

- 1 (目的) この規定は、学則第21条（懲戒処分）に基づき、本校学生で本校が定める諸規則を守らなかった場合の対応を明記することを目的とする。
- 2 (懲戒処分の種類) 懲戒処分の種類は、注意、訓告、および退学の3種とする。
- 3 (注意) 次の各号のいずれかに該当する学生に対して、事後同じことを繰り返さないよう個別面談で指導する。
 - (1) 月間出席率が90%未満になった者。
 - (2) 授業中の居眠りや騒ぐ等、授業秩序を乱す行為を行った者。
 - (3) 学校の施設や設備を偶発的に損なった者。
- 4 (訓告) 次の各号のいずれかに該当する学生に対して、事後同じことを行った場合の学校の対応方針を文書にて通知し、説明を受けた旨の書類にサインをもらう。(1) および(3)については、アルバイトを禁止する。
 - (1) 月間出席率が50%未満になった者。
 - (2) 1週間以上無断欠席が続いた者。
 - (3) 通算の出席率が80%を下回ることが確定した者。
 - (4) 中間試験、期末試験においてカンニング等の不正行為を行った者。
 - (5) 他人に対する誹謗中傷、いじめ、暴力行為、プライバシー侵害等を行った者。
 - (6) 学校の施設や設備を意図的に損なった者。
- 5 (退学) 次の各号のいずれかに該当する学生に対して、修学の権利を剥奪し、学籍関係は終了する。本校を退学となった場合は、学校から発行された学生証等を返却し、速やかに帰国し、帰国後に本校に報告しなければならない。また、未納学費があれば納入しなければならない。
 - (1) 訓告を受けたにも関わらず、改善の見込みがない者。
 - (2) 授業料の納付期限を経過し、督促しても納付しない者。
 - (3) 法律違反等により刑事罰を受けた者。